

契約書調製見本
(捺印箇所確認)

文書 7

市政協力業務委託契約書

袋とじ

1. 委託業務の名称 多治見市市政協力業務委託
2. 委託業務の場所 第 ○○ 区内
3. 履行期間 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 3 1 日

割印

(裏表紙にも割印)

4. 委託金額 金 1, 038, 873 円
(うち取引に係る消費税の額 金 94, 443 円)

委託金額の内訳 (消費税含む)

区に対する市政協力業務委託費 金 270, 864 円

町内会に対する市政協力業務委託費 金 768, 009 円

区・町内会に対する市政協力業務委託費の内訳については、別紙のとおりとする。

5. 契約保証金 多治見市契約規則第30条第5号に該当のため免除

多治見市(以下「甲」という。)と第○○区(以下「乙」という。)とは、市政協力業務の委託について次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次の業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、

乙はこれを受託する。

- (1) 市民及び地域の情報収集、報告の取りまとめに関すること。
- (2) 市民への広報の配布その他の市政情報の伝達業務に関すること。
- (3) 防災、防火、防犯、交通安全その他の安全確保対策に関すること。

- (4) 社会福祉に関する事。
- (5) 環境衛生、青少年健全育成、スポーツ及び文化振興に関する事。
- (6) 各種行事に関する事。
- (7) その他市民生活の向上、地域の発展及び市政の円滑かつ効率的な運営を図るために必要な事項に関する事。

(注意義務及び委託業務)

第2条 乙は、委託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(守秘義務)

第4条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(甲の解除権)

第5条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙から次条に規定する事情によらないで契約解除の申出があったとき。
- (4) 乙が暴力団排除に関する措置要綱（平成22年度告示第200号）第3条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(乙の解除権)

第6条 乙は、甲がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

(委託費及び支払方法)

第7条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための次の各号に定める委託費を乙の請求に基づき支払うものとする。

- (1) 区に対する市政協力業務委託費
- (2) 町内会に対する市政協力業務委託費

(一 文書6 市政協力業務委託要領第3条及び第4条を参照一)

(調査等)

第8条 甲は、乙に対し委託業務の処理状況について説明を求め、業務の実施について必要な調査及び指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第9条 この契約締結後の事情により委託業務の内容の全部又は一部を変更する場合は、甲、乙協議の上、変更するものとする。

(業務完了報告)

第10条 乙は、委託業務完了後速やかに委託業務の成果に関し、市政協力業務委託完了報告書を甲に提出しなければならない。

(市政協力業務委託の遵守)

第11条 この契約は、第1条から前条までに定めるもののほか、別に定める市政協力業務委託要領に基づき実施するものとする。

(その他)

第12条 この契約について、甲と乙との間に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため契約書を2通作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市長 高木 貴行 印

乙 多治見市日ノ出町1丁目15番地

第〇〇区区长 多治見 太郎

印

記載事項に誤りがないかを確認のうえ、押印してください
請求書と同じ印鑑